

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和 5年 8月 1日 至 令和 6年 7月 31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人森眼科内科医院
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 長崎県諫早市八坂町 5 番 3 号

(3) 設立認可年月日 平成 元年 7月 21日

(4) 設立登記年月日 平成 元年 8月 2日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 42 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	森眼科内科医院	4 2 1 0 4 2 1 8 9 9	長崎県諫早市八坂町 5 番 3 号	なし

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 5年 9月 25日 令和 5年度決算の決定

令和 6年 1月 17日 持分なし医療法人への移行計画の認定申請の件

令和 6年 3月 14日 定款の変更

様式 3 - 2

法人名 医療法人 森眼科内科医院
所在地 長崎県諫早市八坂町 5 番 3 号

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
(令和 5 年 7 月 3 1 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	165,290	I 流 動 負 債	42,939
II 固 定 資 産	37,864	II 固 定 負 債	55,212
1 有 形 固 定 資 産	34,435	負 債 合 計	98,151
2 無 形 固 定 資 産	424	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	3,005	科 目	金 額
		I 資 本 金	10,000
		II 資 本 剰 余 金	
		III 利 益 剰 余 金	95,003
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	105,003
資 産 合 計	203,154	負 債 ・ 純 資 産 合 計	203,154

様式 4 - 2

法人名 医療法人 森眼科内科医院
所在地 長崎県諫早市八坂町 5 番 3 号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和 4 年 8 月 1 日 至 令和 5 年 7 月 3 1 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	250,818
2 事業費用	211,551
本来業務事業利益	39,267
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業利益	39,267
II 事業外収益	3,002
III 事業外費用	920
経常利益	41,349
IV 特別利益	
V 特別損失	80,000
税引前当期純損失	△ 38,651
法人税等	71
当期純損失	△ 38,722

様式 2

法人名 医療法人森眼科内科医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎県諫早市八坂町 5 番 3 号

財 産 目 録

(令和 6 年 7 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額	203,154 千円
2. 負 債 額	98,151 千円
3. 純 資 産 額	105,003 千円

(内、訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	165,290
B 固 定 資 産	37,864
C 資 産 合 計 (A + B)	203,154
D 負 債 合 計	98,151
E 純 資 産 (C - D)	105,003

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人森眼科内科医院
理事長 森 茂 殿

私は、医療法人森眼科内科医院の令和6会計年度（令和5年8月1日から令和6年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

医療法人森眼科内科医院

令和 6年 9月30日

監事 峯 君子

